

居宅介護支援事業運営規程

(在宅介護支援センター もばら和光苑)

社会福祉法人和光会

第1章 総 則

第1条 (事業の目的)

この規程は、社会福祉法人和光会(以下「法人」という)が開設運営する在宅介護支援センターもばら和光苑(以下「事業所」という)が、老人福祉事業の理念に基づき居宅において常時の介護を受けている高齢者に対する適切な居宅介護支援の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するに人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の当該事業職に介護支援専門員(以下「介護支援専門員」という)が、要介護状態にある高齢者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適正な要介護認定申請、居宅サービス計画の作成と居宅サービスの実施についての支援を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

当事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する

- (1) 要介護状態にある利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する
 - (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。利用者から複数の指定居宅サービス事業所の紹介を求められた場合や当該事業所をサービス計画書に位置付けた理由を求められた場合は適切丁寧に説明を行う
 - (3) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の居宅サービスに不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする
 - (4) 関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス機関との連携に努めるものとする。
2. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- ※第2条第2項の措置は令和6年3月31日までに実施する。
3. 事業所は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 在宅介護支援センター もばら和光苑
- (2) 所在地 千葉県茂原市鷺巣456番地1

第2章 職員及び職務

第4条 (職員の職種、員数)

事業所に勤務する職員の職種、員数は次のとおりとする。

1. 管理者 1名
2. 介護支援専門員 1名以上(常勤換算方法)

第5条 (職務内容)

職種ごとの職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者は、理事会の決定する方針に基づき、事業所の管理運営業務全般を統轄する。管理者は、事業所の介護支援専門員その他の従業者など管理及び居宅介護支援の利用申し込み等の調整、実施状況の把握などの業務の管理を一元的に行なうとともに、必要な指揮命令を行なう。

- 管理者に事故あるときは、あらかじめ管理者が定めた職員が管理者の職務を代行する。
2. 介護支援専門員は、事業所に対する要介護認定の申請申込みに係る調整、訪問調査等に対する技術指導及び指定居宅介護支援の利用申し込みに係る調整などを行わない、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等を行なう。また居宅サービス計画の提供に当たり、要介護認定等のその身体状況に応じた要介護認定受けられるように相談、申請の援助及び要介護認定後の居宅サービス計画作成及び実施のための指定居宅サービス事業者等への協力要請等の利用全般にわたる援助に従事する。

第6条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。（12月29日から1月3日までを除く及び事業所の決めた休み有り）
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

第7条（居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料等）

1. 居宅介護支援事業の提供方法は、来所される利用者については、事業所内相談室にて受けるものとし、在宅での相談を希望される利用者については、介護支援専門員が利用者の居宅あるいは利用者の指定する場所等へ訪問して相談に応じるものとする。
2. 当居宅介護支援事業所が使用する課題分析票の種類については、居宅サービス計画ガイドライン等を使用するものとし、当該パソコンソフトにより迅速な課題分析及び問題領域の確認と居宅サービス計画の政策を行なうものとする。
3. サービス担当者会議は必要時開催し、場所は利用者の自宅、その他必要と認められる場所とする。
4. 介護支援専門員の利用者宅への定期訪問については、毎月1回以上行なうものとする。その間の対応または居宅サービス計画実施状況については、電話連絡とし必要に応じた居宅訪問も実施するものとする。
5. 居宅介護支援事業の内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担は無料とする。（別表1参照）厚生大臣が定める「介護報酬額」は、事務所内の入口側右壁面に掲示するものとする。
 - (1) 要介護認定申請相談、申請代行、認定調査（委託）
 - (2) 居宅サービス計画作成及び重要事項記載文書の交付
 - (3) 指定居宅サービス事業者及び指定介護老人施設の情報提供と紹介
 - (4) 居宅サービス計画実施調整、利用状況調査及び報告
6. 第9条の通常の事業の実施区域を超えて行なう居宅介護支援に要した費用は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、1キロメートルあたり80円を徴収する。
7. 前項の指定居宅介護支援の提供の開始及びその費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で重要事項の説明をした上で、指定居宅介護支援の提供の開始及び支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けるものとする。

第8条（緊急時等における対応方法）

介護支援専門員等は、居宅サービス計画を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医又は関係医療機関等に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第9条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、茂原市及び長生郡内の区域とする。

第10条（その他運営についての留意事項）

1. 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする

第11条（利用中止及び利用停止）

次の場合には、指定居宅介護支援事業者に連絡をし、利用中止又は利用停止の処置を講じるとともに関係者に連絡するものとする。

1. 利用者からの利用中止又は利用停止の申し出があったとき。
2. 利用者が無断で他の事業者と契約した場合。
3. 利用者が介護保険施設等に入所又は入院したとき。
4. 利用者が死亡したとき。

第12条（解 約）

利用者又は、居宅サービス事業者からの解約申し出があったときは、解約の理由、年月日等を適格に聴取のうえ、関係機関等に連絡すると共に、解約後の対応として他の居宅介護支援事業者等への紹介あるいは情報提供を行なうものとする。

第3章 利用者に対する支援

第13条（基本原則）

利用者の居宅サービス計画作成にあたっては、社会福祉及び医学、心理学等の知識を活用し、利用者が、その心身の状況に応じた快適で規律のある日常生活を明るい環境のもとで営むことができるように、要介護状態の軽減、悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するように行なわれるとともに医療サービスとの連携に十分配慮するように心掛なければならない。

第14条（居宅介護支援の相談）

1. 管理者又は介護支援専門員等は、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が日常の在宅生活を営むことができるように支援するための解決すべき問題点を把握し、利用者と個別面接、相談の場をつくり、親愛の情をもって、利用者の居宅サービス計画作成相談を行なうように心掛けるものとする。
2. 利用者の相談にあたっては、利用者の年齢、性別、生活歴及び心身の健康状態等を考慮して居宅サービス計画（ケアプラン）にそって実施できるように、関係居宅サービス事業者との連絡、調整を行ない個々の利用者に適した支援を行なうように努めるものとする。
3. 利用者へは複数の居宅サービス事業所を紹介し、当該事業所を居宅サービス計画書へ位置づけた理由を説明するものとする
4. 障害福祉サービスを利用していた障害者が介護サービスの利用を希望する場合、特定相談支援事業所との連携に努めるものとする

第15条（健康管理）

1. 事業者は、介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行なう。介護支援専門員は、常に利用者の健康に留意して、年1回以上の健康診断を実施して頂くよう居宅サービス事業者と相談し、その結果を記録しておかなければならない。
2. 利用者が負傷又は軽度の疾病にかかったときは、適切な措置を講じるように支援をする。
3. 医師が、定期的に利用者の診療にあたれるように、定期的に主治医等に相談をする。
4. 緊急の場合には、前項の規定にかかわらず、速やかに適切な措置を講ずる。

第16条（苦情処理）

事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は、指定居宅サービス計画に基づいた指定居宅サービス等に対して、利用者からの苦情に迅速かつ

適切に対応しなければならない。また、関係市町村あるいは国民健康保険団体連合会からの照会及び調査に対しては、協力するとともにその助言又は指導に従って必要な改善を行なうものとする。

第17条（事故発生時の対応）

1. 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故等が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者のご家族等に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故等が発生した場合には、誠意をもってその損害賠償等の責を負うものとする。

第4章 医療機関との連携

第18条（医療との連携）

1. 利用者が医療機関に入院した場合、利用者及び家族の同意を経て入院先医療機関へ情報提供を行う。
2. 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を経て主治の医師等の意見を求める事とされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付する。
3. 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等についてケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な伝達を行う。

第5章 非常災害対策

第19条（非常災害対策）

管理者又は介護支援専門員等は非常災害その他急迫の事態に備え、とるべき措置について予め利用者及びその家族と対策をたて、少なくとも年2回、利用者及びその家族と指定居宅サービス事業者との防火防災通報訓練を行なうなどの協力を行なうものとする。

第6章 虐待の防止のための措置に関する事項

（虐待防止に関する事項）

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

※第20条1項各号の措置は令和6年3月31日までに実施する。

2. 事業所は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第7章 その他運営に関する重要事項

（業務継続計画の策定等）

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※第21条各号の措置は、令和6年3月31日までに実施する。

(衛生管理等)

第22条 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

※第22条各号の措置は令和6年3月31日までに実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第23条 事業所は、適切な指定居宅介護支援事業サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第8章 雑 則

第24条 (改正及び廃止)

この規程を變更改正、廃止する場合には、社会福祉法人和光会理事会の議決を経て行なうものとする。

第25条 (細 則)

この規則の定めるもののほか、実施の細部についての必要な事項は、理事長と事業所管理者の協議に基づいて別に定める。

附 則	この規程は、平成17年9月1日から施行する。
附 則	この規程は、平成23年4月1日から施行する。
附 則	この規程は、平成30年4月1日から施行する。
附 則	この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別 紙

関係市町村・各保健医療・福祉サービス機関事業者等との連帯について

社会福祉法人和光会

1. 市町村との連帯の内容

- (1) 介護支援専門員は、サービス提供前に被保険者証により被保険者資格、要介護認定又は、要介護認定の有無及び要介護認定等の有効期限を確認する。
- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたり、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行なうものとする。
- (3) 介護支援専門員は、毎月市町村に対して、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち、法定代理受領サービスとして位置付けられたものに関する情報を記載した文書を提出する。
- (4) 利用者が、介護支援専門員の指示に従わず、要介護状態等の程度を増進させたり、不正行為を行なうことにより、保険給付を受ける又は受けようとした時は、遅滞なく市町村に通知する。
- (5) 事故発生時又は緊急事態発生時は、速やかに利用者の家族等に連絡を行なうとともに市町村に通知する。

2. 他の保健医療・福祉サービス提供事業者等との連帯の内容

- (1) 介護支援専門員は、サービス提供が困難と認められるときは、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行なう。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行なうことにより、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行なう。
- (3) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、又は利用者が介護保険施設への入所あるいは入院を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行なう。
- (4) 事故発生時には、関連保健医療施設及び福祉サービス施設に速やかに連絡を行なう。

3. その他の事項

介護支援専門員は、市町村が行なう文書等の提示又は当該市町村の職員からの質問に応じ、協力をする。